



2025 年 4 月 17 日

各 位

会社名 株式会社デ・ウェスタン・セラピテクス研究所
代表者名 代表取締役社長 日高 有一
(コード番号：4576)
問合せ先 取締役 松原 さや子
TEL 052-218-8785

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行（以下、「本新株発行」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2025 年 5 月 13 日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 466,000 株
(3) 発行価額	1 株につき 107 円
(4) 発行価額の総額	49,862,000 円
(5) 割当予定先	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）2 名 196,200 株 当社の使用人 13 名 177,400 株 当社子会社である日本革新創薬株式会社の取締役（社外取締役を除く）4 名 92,400 株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2018 年 2 月 15 日開催の当社取締役会及び 2018 年 3 月 29 日開催の第 20 期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

また、2023 年 3 月 30 日開催の当社第 25 期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本制度を一部改定し、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額 60 百万円以内として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は 460,000 株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として 3 年間から 5 年間までの間で当社取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日開催の当社及び当社子会社である日本革新創薬株式会社の取締役会決議により、対象取締役に対する当社第 27 期定時株主総会から 2026 年 3 月開催予定の第 28 期定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、また、当社の使用人に対する 2025 年 5 月 13 日から 2026 年 5 月 12 日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、及び当社子会社である日本革新創薬株式会社の取締役（社外取締役を除く。）に対する当該会社の 2025 年開催の定時株主総会から 2026 年開催予定の定時株主総会までの期間に係る譲

渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役2名、当社使用人13名、及び当社子会社である日本革新創薬株式会社の取締役（社外取締役を除く。）4名（以下、総称して「割当対象者」といい、割当対象者のうち対象取締役及び当社子会社である日本革新創薬株式会社の取締役（社外取締役を除く。）については、「割当対象者Ⅰ」、当社の使用人については「割当対象者Ⅱ」という。）に対し、金銭報酬債権合計49,862,000円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって当社に給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式466,000株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社及び当社子会社である日本革新創薬株式会社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、譲渡制限付株式は2種類あり、割当対象者Ⅰに割り当てられる「譲渡制限付株式Ⅰ型」と割当対象者Ⅱに割り当てられる「譲渡制限付株式Ⅱ型」で構成されます。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

下記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式Ⅰ型（以下、「本割当株式Ⅰ」という。）又は譲渡制限付株式Ⅱ型（以下、「本割当株式Ⅱ」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

i. 譲渡制限付株式Ⅰ型

2025年5月13日～2028年5月12日（以下、「本譲渡制限期間Ⅰ」という。）

ii. 譲渡制限付株式Ⅱ型

2025年5月13日～2026年5月12日（以下、「本譲渡制限期間Ⅱ」という。）

② 譲渡制限付株式の無償取得

i. 譲渡制限付株式Ⅰ型

当社は、割当対象者Ⅰが、本譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日（割当対象者Ⅰが当社子会社の取締役の場合には、本譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社子会社の定時株主総会の開催日の前日とする。）までに当社の取締役及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）がある場合を除き、当該割当対象者Ⅰに割り当てられた本割当株式Ⅰを、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式Ⅰのうち、本譲渡制限期間Ⅰが満了した時点（以下、「期間満了時点Ⅰ」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点Ⅰの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

ii. 譲渡制限付株式Ⅱ型

当社は、割当対象者Ⅱが、本譲渡制限期間Ⅱが満了する前に当社の使用人及び当社子会社の使用人のいずれの地位からも退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由（定年等）がある場合を除き、当該割当対象者Ⅱに割り当てられた本割当株式Ⅱを、当該退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式Ⅱのうち、本譲渡制限期間Ⅱが満了した時点（以下、「期間満了時

点Ⅱ」という。)において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点Ⅱの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとしたします。

③ 譲渡制限の解除

i. 譲渡制限付株式Ⅰ型

当社は、割当対象者Ⅰが、本譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日(割当対象者Ⅰが当社子会社の取締役の場合には、本譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社子会社の定時株主総会の開催日とする。)まで継続して、当社の取締役又は当社子会社の取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点Ⅰをもって、当該時点において割当対象者Ⅰが保有する本割当株式Ⅰの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者Ⅰが、当社取締役会が正当と認める理由(任期満了等)により、本譲渡制限期間Ⅰが満了する前に当社の取締役及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、2025年4月から割当対象者Ⅰが当社の取締役及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、当該時点において割当対象者Ⅰが保有する本割当株式Ⅰの数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式Ⅰにつき、当社の取締役会が別途定めた時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとしたします。

ii. 譲渡制限付株式Ⅱ型

当社は、割当対象者Ⅱが、本譲渡制限期間Ⅱ中、継続して、当社の取締役を兼務しない使用人又は当社の子会社の取締役を兼務しない使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点Ⅱをもって、当該時点において割当対象者Ⅱが保有する本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者Ⅱが、当社取締役会が正当と認める理由(定年等)により、本譲渡制限期間Ⅱが満了する前に当社の使用人及び当社の子会社の使用人のいずれの地位からも退職した場合には、2025年5月から割当対象者Ⅱが当社の使用人及び当社子会社の使用人のいずれの地位からも退職した日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、当該時点において割当対象者Ⅱが保有する本割当株式Ⅱの数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式Ⅱにつき、当社の取締役会が別途定めた時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとしたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式Ⅰ及び本割当株式ⅡをS M B C日興証券株式会社に開設している口座に保管・維持するものとしたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

i. 譲渡制限付株式Ⅰ型

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合には、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、本割当株式Ⅰは2025年4月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、当該承認の日において割当対象者が保有す

る本割当株式Ⅰの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅰにつき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰの全部を当然に無償で取得するものいたします。

ii. 譲渡制限付株式Ⅱ型

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、本割当株式Ⅱは2025年5月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式Ⅱの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅱにつき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱの全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2025年4月16日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である107円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上